

平成29年4月1日制定

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現在、工事請負契約において、現場代理人については、請負代金額が500万円以上のものに現場代理人の常駐義務（契約履行規則第15条第4項）がありますが、次の（1）から（4）に掲げるいずれかの期間で、監督員と携帯電話等により連絡が取れる体制が確保されている場合に限り、現場代理人は工事現場に常駐することを要しません。

### （1）現場作業着手前の期間

工事請負契約の締結日から工事現場に着手する日（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等のいずれかが開始される日）までの期間。

### （2）工事の全部の施工を一時中止している期間

工事請負契約約款第20条の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

### （3）工場製作期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間。

### （4）監督員が認めた期間

上記（1）～（3）のほか、現場が完了（必要竣工書類は全て提出済）した後、竣工検査までの期間。

## 留意事項

- ① 上記（1）～（4）の期間は、現場代理人が工事現場に常駐することを必ず要しない期間であり、他の工事請負契約の現場代理人を兼務することができる要件ではないことに留意してください。
- ② 工事現場への常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していることです。
- ③ （3）の「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事請負契約」について、工場製作のみが行われている期間は工事現場への常駐を要しないこととしていますが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等」の工場製作を含む工事に限るものではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への常駐を要しないとの趣旨です。